

長浜市告示第116号

長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱（平成23年長浜市告示第100号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

長浜市長 浅見 宣義

第5条第2項第3号中「（自警団）」を「又は自警団」に改める。

別表中

「

資機材購入事業 （第1種）	補助対象経費の3分の1以内。ただし、水防用資機材にあっては、2分の1以内	10万円	実施団体が管理し、災害発生時に使用する資機材の購入費 (1) 初期消火用資機材及び消火用資機材 消火器（各戸配布用を除く。）、法被、消火用バケツ（各戸配布用を除く。）、消火栓ボックス、消火栓用ホース、可搬式小型動力ポンプ、可搬式小型動力ポンプ用ホース（ポンプ操法用のものを除く。）、ノズル、組立式水槽等
資機材購入事業 （第2種）	補助対象経費の2分の1以内	50万円	(2) 情報収集伝達用資機材 電池式メガホン、携帯ラジオ及びトランシーバー
資機材購入事業 （第3種）	補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助対象経費が30万円以上のものに限る。	100万円	(3) 避難・救出・救護用資機材 救急セット、担架、ヘルメット、横幕付テント、強力ライト、毛布、簡易トイレ、発電機、投光器、AED、チェーンソー、ジャッキ、可搬式ウィンチ、エンジンカッター等 (4) 給水・給食用資機材 給水タンク、ガス炊飯器等、移動式炊飯器、飲料水用ろ水器等 (5) 水防用資機材 救命胴衣、土のう袋（吸水タイプのものに限る。）及び土のうステーション（内容物の土のうを含む。） (6) その他 資機材庫（基礎工事を伴わない簡易なものに限る。）及びかまどベンチ

を  
「

資機材購入事業 (第1種)	補助対象経費の3分の1以内	10万円	実施団体が管理し、災害発生時に使用する資機材の購入費（各戸配布のものを除く） (1) 初期消火用資機材及び消火用資機材
資機材購入事業 (第2種)	補助対象経費の2分の1以内	50万円	消火器、法被、活動服（難燃性素材のものに限る。）消火用バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、可搬式小型動力ポンプ、可搬式小型動力ポンプ用ホース、ノズル、組立式水槽等
資機材購入事業 (第3種)	補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助対象経費が30万円以上のものに限る。	100万円	(2) 情報収集伝達用資機材 電池式メガホン、携帯ラジオ、トランシーバー等 (3) 避難・救出・救護用資機材 救急セット、担架、ヘルメット、横幕付テント、強力ライト、災害備蓄用毛布、簡易トイレ、携帯トイレ袋、パーソナルテント、発電機、投光器、AED、チェーンソー、ジャッキ、可搬式ウィンチ、エンジンカッター等 (4) 給水・給食用資機材 給水タンク、ガス炊飯器等、移動式炊飯器、飲料水用ろ水器等 (5) その他 資機材庫（基礎工事を伴わない簡易なものに限る。）及びかまどベンチ

」

に改め、同表備考第2項中「又は滋賀県市町村振興総合補助金及び滋賀県自治振興交付金の対象となる補助金の交付を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含む10年間は、資機材購入事業（第3種）の補助金の交付を受けることができない」を「は、1団体につき1回限りとする」に改める。

様式第3号を次のように改める。

」

様式第3号（第5条関係）

# 事業実施計画書

( 避難啓発事業 ・ 資機材購入事業 第 種 ・ 備蓄食料品購入事業 )

## 1 事業計画

購入予定物品名	規格	数量	単価	金額
合 計	円			
補 助 金 額	事業費の 分の1以内、又は 円のいずれか低い額 円			

### 備考

- 1 必ず見積書を添付してください。
- 2 補助金額は千円未満を切り捨てた金額で記入してください。

様式第4号中「(自警団)」を「又は自警団」に改める。  
様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第6条関係）

# 事業完了届

( 避難啓発事業 ・ 資機材購入事業 第 種 ・ 備蓄食料品購入事業 )

## 1 事業実績

物品名	規格	数量	単価	金額
合計	円			
補助金額	事業費の 分の1以内、又は 円のいずれか低い額 円			

### 備考

- 1 必ず領収書の写しを添付してください（金額の内訳がわかるものも添付すること。）。
- 2 補助金額は千円未満を切り捨てた金額で記入してください。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。